

近年の主な法改正の状況

1 障害者基本法（平成 23 年度施行）

《主な内容》

① 療育

- (1) 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- (2) 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進。

② 消費者としての障害者の保護

- (1) 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策。

③ 選挙等における配慮

- (1) 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策。

④ 司法手続きにおける配慮等

- (1) 刑事事件等の手続きの対象となった場合、民事事件等に関する手続きの当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策。

⑤ 国際協力

- (1) 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換。

2 障害者総合支援法（平成 25 年度施行）

《主な内容》

① 障害者の範囲

- (1) 障害者の範囲に難病等を加える。

② 障害支援区分の創設

- (1) 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

③ 障害者に対する支援

- (1) 重度訪問介護の対象拡大。

- (2) 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化。
- (3) 地域移行支援の対象拡大。
- (4) 地域生活支援事業の追加。

④ サービス基盤の計画的整備

- (1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定。
- (2) 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化。
- (3) 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化。
- (4) 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化。

3 障害者総合支援法（平成 30 年度施行予定）

《主な内容》

① 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

4 障害者差別解消法（平成 28 年度施行）

《主な内容》

① 差別を解消するための措置

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止：
 - ・ 法的義務
- (2) 合理的配慮の提供：
 - ・ 国・地方公共団体は法的義務
 - ・ 事業者は努力義務

② 差別を解消するための支援措置

- (1) 相談・紛争解決
 - ・ 既存の相談・紛争解決制度の活用等の体制整備
- (2) 地域における連携
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- (3) 啓発活動
 - ・ 普及・啓発活動の実施
- (4) 情報収集等
 - ・ 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

5 障害者虐待防止法（平成 24 年度施行）

《主な内容》

- ① 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- ② 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
- ③ 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医

療機関の管理者に義務付ける。

6 障害者優先調達推進法（平成 25 年度施行）

《主な内容》

① 目的

(1) 障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援

団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

② 国等の責務及び調達の推進

(1) 国・独立行政法人等：

・優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

(2) 地方公共団体・地方独立行政法人：

・障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

③ 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

(1) 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 地方公共団体及び地方独立行政法人は、(1)による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供

(1) 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

7 障害者雇用促進法（平成 28 年度施行）

《主な内容》

① 障害者に対する差別の禁止

(1) 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

② 合理的配慮の提供義務

(1) 事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずるこ

とを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

③ 苦情処理・紛争解決援助

- (1) 事業主に対して、①・②に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- (2) ①・②に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

8 障害者雇用促進法（平成 30 年度施行予定）

《主な内容》

① 法定雇用率の算定基礎の見直し

- (1) 平成 30 年度より、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

9 精神保健福祉法（平成 26 年度施行）

《主な内容》

① 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

- (1) 厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

② 保護者制度の廃止

- (1) 主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

③ 医療保護入院の見直し

- (1) 医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等(※)のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

※配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

- (2) 精神科病院の管理者に、以下を義務付ける。

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
- ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
- ・退院促進のための体制整備

④ 精神医療審査会に関する見直し

- (1) 精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。
- (2) 精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

10 発達障害者支援法（平成 28 年度施行）

《主な内容》

① 発達障害の疑いがある場合の支援（第 5 条）

- (1) 発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言。

② 教育（第 8 条）

- (1) 発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮。
- (2) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進。

③ 情報の共有の促進（第 9 条の 2）

- (1) 個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる。

④ 就労の支援（第 10 条）

- (1) 主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める。

⑤ 地域での生活支援（第 11 条）

- (1) 性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援。

⑥ 権利利益の擁護（第 12 条）

- (1) 差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること。

⑦ 司法手続における配慮（第 12 条の 2）

- (1) 司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮。

⑧ 発達障害者の家族等への支援（第 13 条）

- (1) 家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等。

11 難病医療法（平成 27 年度施行）

《主な内容》

難病医療費助成制度の対象疾病数が 56 疾病から 306 疾病に。

- ① 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - (1) 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給。
 - (2) 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
 - (3) 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
 - (4) 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
 - (5) 医療費の支給に要する費用は都道府県が支払い、国は、その 2 分の 1 を負担。
- ② 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - (1) 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。
- ③ 療養生活環境整備事業の実施
 - (1) 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

12 児童福祉法（平成 24 年度施行）

《主な内容》

- ① 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実
 - (1) 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている障害児施設（通所・入所）について一元化
- ② 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- ③ 在園期間の延長措置の見直し
 - (1) 18 歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策で対応するよう見直し。